

平成29年度会計監査学習会・行政報告会

監事・監事スタッフにとって、監査報告は1年間の監査の集大成であり、監査活動の成果を組合員(総代)に報告するもので、生協監事監査ハンドブック上下及び、チェックリストを活用して、監事監査の基本、監事監査規則と監査活動、期末監査概要について、ケーススタディをもとに具体的に解説を受け学習しました

- ◇日時 平成30年3月27日(火)
- ◇場所 日本特殊陶業市民会館 3階 第1会議室
- ◇講師 日本生協連法務部 岡坂充容氏

30名(16生協24名、行政2名、事務局4名)
コープあいち1名、一宮2名、あいち2名、生活クラブ2名、トヨタ2名、かりや愛知中央2名、愛知県職員2名、愛知県警察職員2名、トヨタ車体2名、オークマ1名、南医療1名、東海コープ1名、アイチョイス1名、名古屋市民火災共済1名、住友ゴム工業1名、県民共済1名

会計監査学習会報告

(1) 監事の職務の基本(再確認)

① 監事の職務

理事の職務の執行を監査する。
監査報告を作成しなければならない。

② 監事の権限、義務の内容

権限が必要な時に行使することは監事の善管注意義務。
必要な時に行使しなければ、任務懈怠となる。

③ 監査のための体制の整備と環境づくり

監査環境整備は、監査業務と並ぶ監事の重要な職務。

(2) 業務監査規則と監査活動について

① 監事監査規則とは

生協法 ⇒ 定款 ⇒ 幹事監査規則 総(代)会の承認が必要

② 監査活動とは

理事会での監査を最重視。現場の監査(往査)も有効。
公認会計士との会合、チェックリストによる監査。

(3) 期末監査概要、チェックリスト解説について

① 期末監査の内容と対応

期末監査の中心は、理事の報告義務履行の監査。

監査項目 ≒ 監査報告書の記載事項

② 総(代)会対応

監査報告の口頭報告を行う。



行政報告会

愛知県の組織・機構の改正に伴い、平成30年4月1日より「県民生活部」が「県民文化部」へ名称変更

1) 平成29年度生協現地検査結果について

- ・9組合に対し現地検査を実施(うち公認会計士同行5組合)。
 - ・各組合(連合会)においても十分留意していただくよう、平成30年3月19日付けで愛知県県民生活部長通知「消費生活協同組合の適正な運営について」を発出した。
- ① 組合員名簿を始めとする、事務所に備え置くべき書類については、必ず法定の要件を満たすこと。
 - ② 理事、監事相互の内部牽制機能が十分に働く組織運営を行うこと。
 - ③ 文書の保存に関する規則や経理会計の取扱いに関する規則を未整備の組合においては、積極的に整備を検討すること。
 - ④ 経理会計においては複数の職員が相互に確認しあう体制を構築すること。

2) 平成30年度の検査について

- ・全組合を対象とした書面検査は行わない予定。
- ・現地検査は10組合を対象に実施予定

3) 高齢者見守りネットワークづくりについて

- ・高齢者の周りにいる人が、高齢者の消費生活上の安全に気を配り、異変に気付いた場合には、消費生活センター等の機関に適切につなぐなど高齢者を地域で見守る体制が必要。
- ・県では今年度、消費者安全確保地域協議会を開催し、情報交換や協議等を行うとともに、見守りの機運を高めるためのシンポジウムを開催。今後も、協議会やシンポジウム等を通じて、市町村における地域ネットワークづくりを支援していく。

